

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の概要

障害者の雇用に関し、次のような取組みを行う事業主に対し、障害者雇用納付金制度に基づき、各助成措置を講ずることになっている。

1 作業施設の設置・整備を行った場合の助成措置

① 障害者作業施設設置等助成金

- ◇ 助成対象 障害者を雇い入れ又は継続して雇用している事業主が、障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う場合
- ◇ 助成率 2/3（作業施設）
- ◇ 支給実績 929件 1,131,178千円（17年度）

② 障害者福祉施設設置等助成金

- ◇ 助成対象 障害者を雇い入れ又は継続して雇用している事業主が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う場合
- ◇ 助成率 1/3
- ◇ 支給実績 30件 44,755千円（17年度）

③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

- ◇ 助成対象 重度身体障害者等を多数雇い入れ又は継続して雇用することができると思われる事業主が、事業所施設等の新設、改善、更新等の整備を行う場合
- ◇ 助成率 2/3（特例 3/4）
- ◇ 支給実績 34件 1,061,138千円（17年度）

2 障害者を介助する者を配置した場合の助成措置

① 障害者介助等助成金

◇ 助成対象 障害者を雇い入れ又は継続して雇用している事業主が、障害の種類・程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置を行う場合

- ・ 職場介助者の配置・委嘱
- ・ 職場介助者の継続的配置・継続的委嘱
- ・ 手話通訳担当者の委嘱
- ・ 健康相談医師の委嘱
- ・ 職業コンサルタントの配置・委嘱
- ・ 業務遂行援助者の配置
- ・ 在宅勤務コーディネーターの配置・委嘱
- ・ 中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施

◇ 助成率 3/4 等

◇ 支給実績 12,023 件 2,288,109 千円 (17 年度)

3 職場適応援助者による援助を行った場合の助成措置

① 職場適応援助者助成金

◇ 助成対象

- ・ 福祉施設型 福祉施設等が障害者が職場に適応することを容易にするための職場適応援助者による援助の事業を行う場合
- ・ 事業所型 事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合

◇ 助成率等 日額 14,200 円等 (福祉施設型) 又は 3/4 (事業所型)

※ 発達障害者も助成金支給対象となる。

◇ 支給実績 1,211 件 181,387 千円 (17 年度)

4 通勤の配慮を行った場合の助成措置

① 重度障害者等通勤対策助成金

◇ 助成対象 重度身体障害者等を雇い入れ若しくは継続して雇用している事業主、又は重度身体障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、当該障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合

- ・ 住宅の新築等・賃借
- ・ 住宅手当の支払い
- ・ 通勤用自動車の購入
- ・ 通勤のための駐車場の貸借
- ・ 通勤用バスの購入（通勤用バスの運転者の委嘱）
- ・ 通勤援助者の委嘱

◇ 助成率 3/4

◇ 支給実績 2,662 件 657,594 千円（17 年度）

5 能力開発を行った場合の助成措置

① 障害者能力開発助成金

◇ 助成対象 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等。

- ・ 能力開発訓練のための施設等の設置・整備
- ・ 障害者能力開発訓練事業の運営費
- ・ 対象障害者の障害者能力開発訓練受講費
- ・ グループ就労訓練事業の実施

◇ 助成率 3/4(運営費・訓練受講費)又は 4/5(運営費・施設等設置)等

◇ 支給実績 86 件 839,134 千円（17 年度）